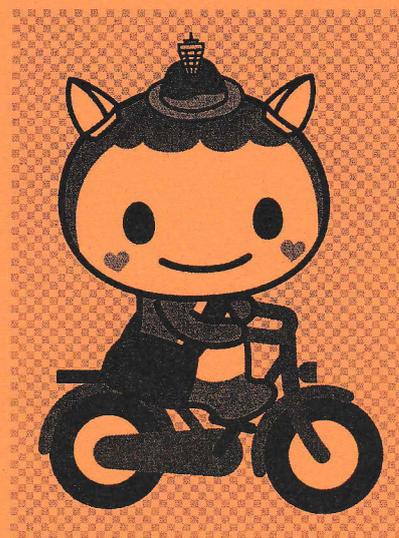


自転車に乗る時は交通ルールをしっかりと 守りましょう！

1. 自転車も乗れば車の仲間入りです。原則として道路の左側を走らなければいけません。



2. やむを得ず、歩道を走る際は（※1）、歩行者が優先です。ベルを鳴らして歩行者をどかしたりしてはいけません。（道路交通法違反になる場合があります。※2）

3. 「止まれ」の標識では必ず一時停止しましょう。左右の安全を確かめてから、進みましょう。

（※1）13歳未満の子供や、70歳以上の高齢者、体の不自由な人が運転するときや、「自転車および歩行者専用」「歩道通行可」の標識があるとき、また、やむを得ないと認められるときには、歩道を通ることができます。

（※2）道路交通法第54条の第2項「車両等の運転者は、法令の規定により警音器を鳴らさなければならぬこととされている場合を除き、警音器を鳴らしてはならない。ただし、危険を防止するためやむを得ないときは、この限りではない」